

発議第 2 号

瀬戸内市議会委員会条例の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 23 日 提出

瀬戸内市議会議長 小野田 光 様

提出者 議会運営委員長 平原 順二

（提出の理由）

機構改革による組織再編に伴い常任委員会の所管の規定を改正し、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により教育委員会委員長と教育長が一本化されることに伴い出席説明の要求の規定を改正する必要があるため、提出するものである。

## 瀬戸内市条例第 号

### 瀬戸内市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会委員会条例(平成16年瀬戸内市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「市長直轄組織、」を削る。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

瀬戸内市議会委員会条例(平成16年瀬戸内市条例第170号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 7人</p> <p>市長直轄組織、総務部、危機管理部、総合政策部、出納室、消防本部及び教育委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 7人</p> <p>総務部、危機管理部、総合政策部、出納室、消防本部及び教育委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p>